



最高裁秘書第635号

平成29年2月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第32号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年2月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年2月16日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件文書は、現行60期以降、すべての修習期について作成された文書であるから、69期についても作成したはずである旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第69期司法修習生組別志望等調査表

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年11月16日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 組別志望等調査表（以下「調査表」という。）は、各修習生の裁判官、弁護士、検察官、未定など将来の志望を組別に集計した一覧表である。

本件申出に係る第69期の調査表は、作成しておらず、又は取得していない

い。

イ なお、第68期までは、調査表を作成していた。

しかし、文書作成事務の合理化の観点から事務処理の見直しを検討したところ、調査表の実際の利用状況を踏まえて、事務の合理化の観点から、第69期司法修習生組別志望等調査表は作成しないこととした。

ウ よって、原判断は相当である。